

ウォーターニュース 尼崎/平成9年9月/尼崎市水道局/〒660 尼崎市東七松町2丁目4-16 ☎06(489)7402

経営健全化のための方策を 公営企業審議会に 諮問しました

水道は市民生活や都市活動を支える大切な基盤施設であり、将来にわたり安全な水を安定して供給するという使命を果たしていかなければなりません。しかし、水道財政は、水道料金収入の低迷や本市の水道水の87%を供給している阪神水道企業団の受水料金の値上げなどにより急速に悪化しています。このため、水道事業が直面する諸問題を検討し、経営健全化のための方策を審議するため、本年7月29日に公営企業審議会(会長:姫路獨協大学教授 中村一雄氏)を設置しました。

本市水道事業の現状

1 より安全で良質な水を供給するために

～高度浄水処理施設の建設を進めています～

本市の神崎浄水場では、かび臭の除去や、トリハロメタンの低減化を図り、より安全で良質な水をお届けするために、高度浄水処理施設の建設を進めています。

高度浄水処理は、図1のとおり、従来の浄水工程にオゾン・活性炭処理を加え、消毒に使う塩素の注入工程を現在より後に変更します。

これにより、図2のとおり水質が大幅に改善されます。

神崎浄水場では、平成10年8月から高度処理水を供給する予定です。

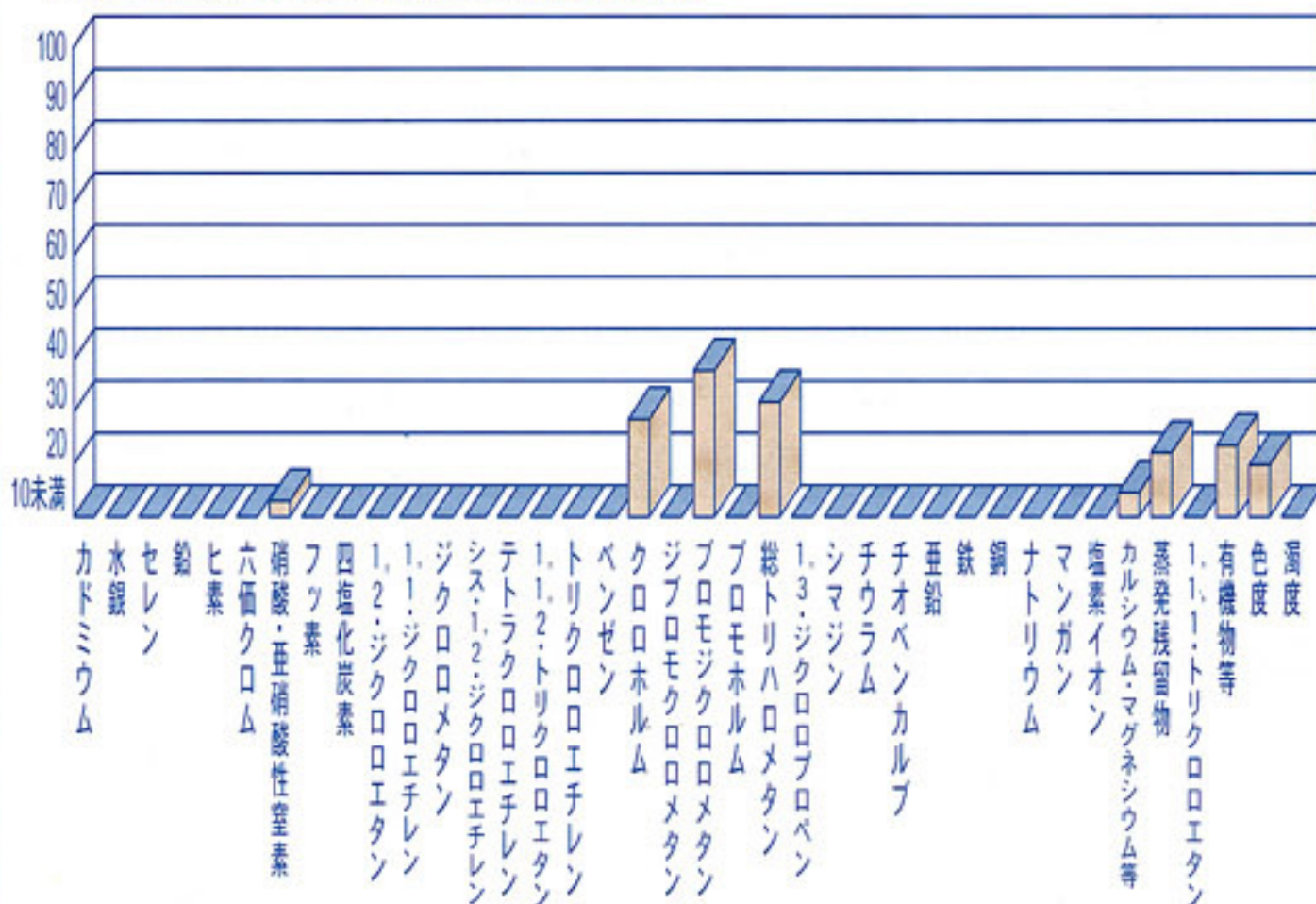
また、本市の水道水の87%を供給する阪神水道企業団は平成5年度から段階的に高度処理水の供給を開始しており、平成11年度に高度処理水の割合が約90%になり、平成12年度からは尼崎市に供給するすべての水道水が高度処理水にする予定です。これにより、本市では平成12年度には水道水のすべてが高度処理水になります。



●平成8年度の水質検査結果(図3)

法律で定められた水質基準との比較

(1)水質基準値を100とした場合の比較



(2)グラフで表示できないもの

項目	基準値	検査結果
一般細菌	100個/mℓ以下	0
大腸菌群	検されないこと	不検出
味	異でないこと	異常なし
臭気	異でないこと	異常なし(塩素臭)
pH値	5.8以上8.6以下	7.08

(3)水質基準値の10分の1まで測定できないもの

項目	基準値	検査結果
シアン	0.01mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ未満
陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ未満
フェノール類	0.005mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ未満

現在の水道水のつくりかた

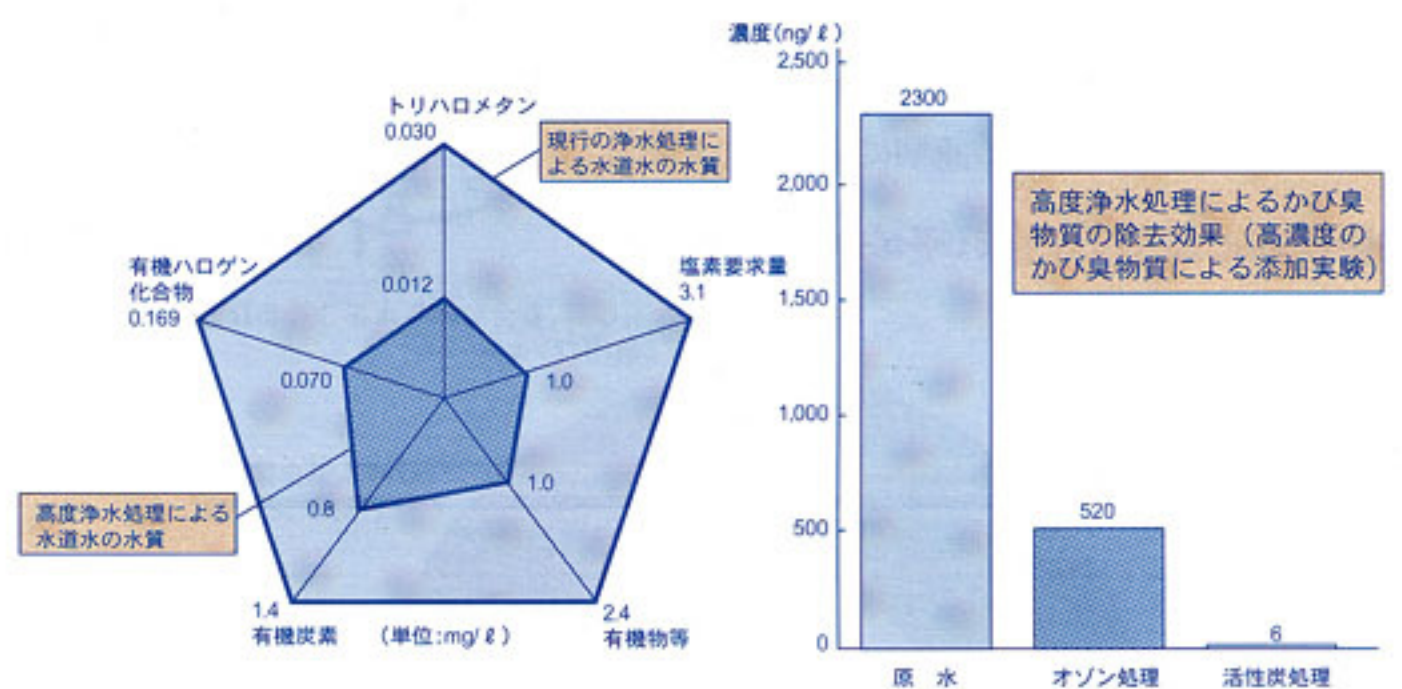


※オゾン処理は臭気発生時のみ行う

高度浄水処理による水道水のつくりかた



●高度浄水処理による水質改善効果(図2)



現行の浄水処理では除去しにくいトリハロメタンやその仲間の有機ハロゲン化合物が現行の処理に比べ約5分の2に、水の味を悪くする有機物等や有機炭素はそれぞれ約5分の2、約2分の1に、さらに、消毒に必要な塩素の量も約3分の1になるなど水質が大幅に改善されます。

また、かび臭についても、ほぼ完全に除去することができます。

トリハロメタンとは、浄水場で消毒に使う塩素と水道水の原水である川の水に含まれる有機物質の一部とが反応してできる物質で、発がん性のおそれがあると言われています。

2 水道水を安定して供給するために

老朽化施設を更新し、その機能を維持していくことは安定供給に不可欠です。とりわけ阪神・淡路大震災で断水や水圧低下の一因となった配水管は、管体の破損の大半を占めた旧式の鑄鉄管を強度の高いダクタイル鑄鉄管に更新するとともに、主要な管路等の継手部分を耐震化するほか、口径300mm以上の単一管路も他の系統からバックアップできるようループ化・二重化していく計画です。

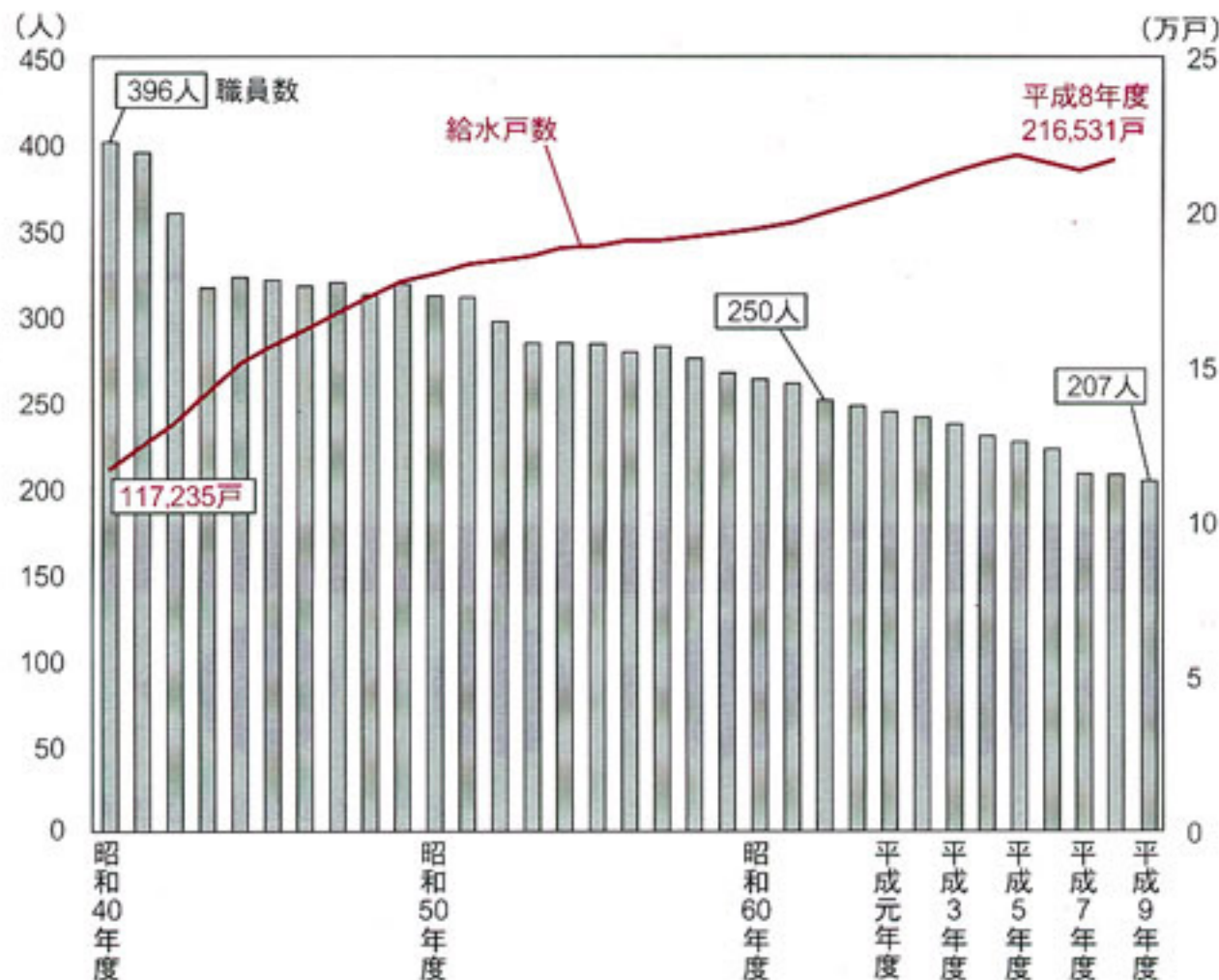


3 厳しい経営の状況

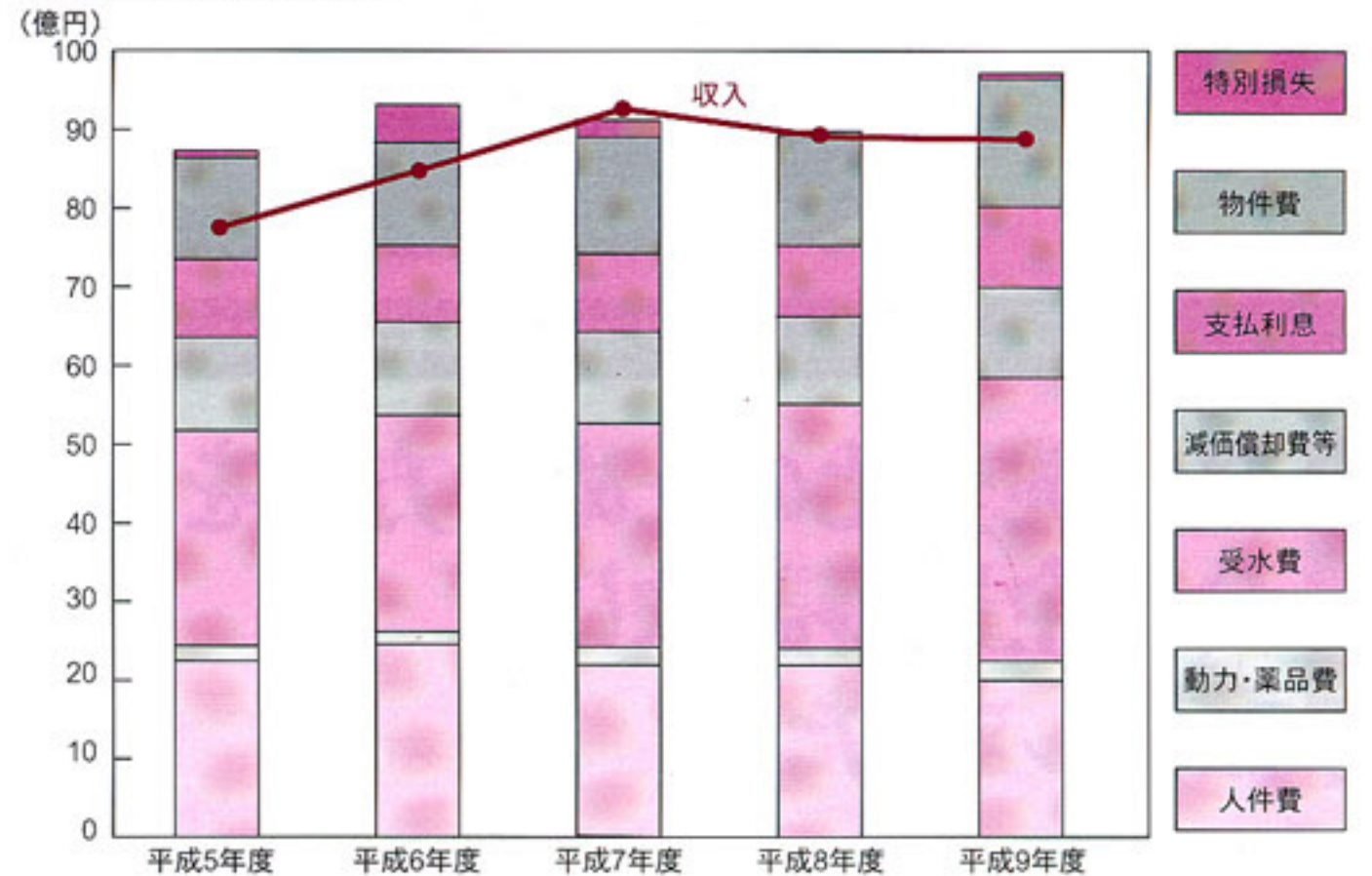
水道局では、業務の委託化、機械化等を推進してきており、平成9年度当初の水道事業の経常業務に従事する職員数は、過去最も多かった昭和40年度の396人から48%減少した207人となっています。また、10年前の昭和62年度の250人と比較しても、17%削減するなど効率的な経営に努めています。しかし、平成8年10月から阪神水道企業団の受水料金が23.4%値上げされ、平成8年度

では約3億4千万円の費用が増加し、約5千万円の赤字を計上しました。平成9年度では水道料金収入が低迷するなかで受水料金の値上げの影響が1年分かつてくることなどから急激に状況が悪化し、当初予算では約8億6千万円の赤字を計上し、年度末では約2億3千万円の累積赤字が見込まれています。また、平成10年度以降は、さらに厳しくなっていく見通しにあります。

●職員数・給水戸数の推移



●財政状況の推移



(5、6、8年度の赤字は、繰越利益で補っています。)

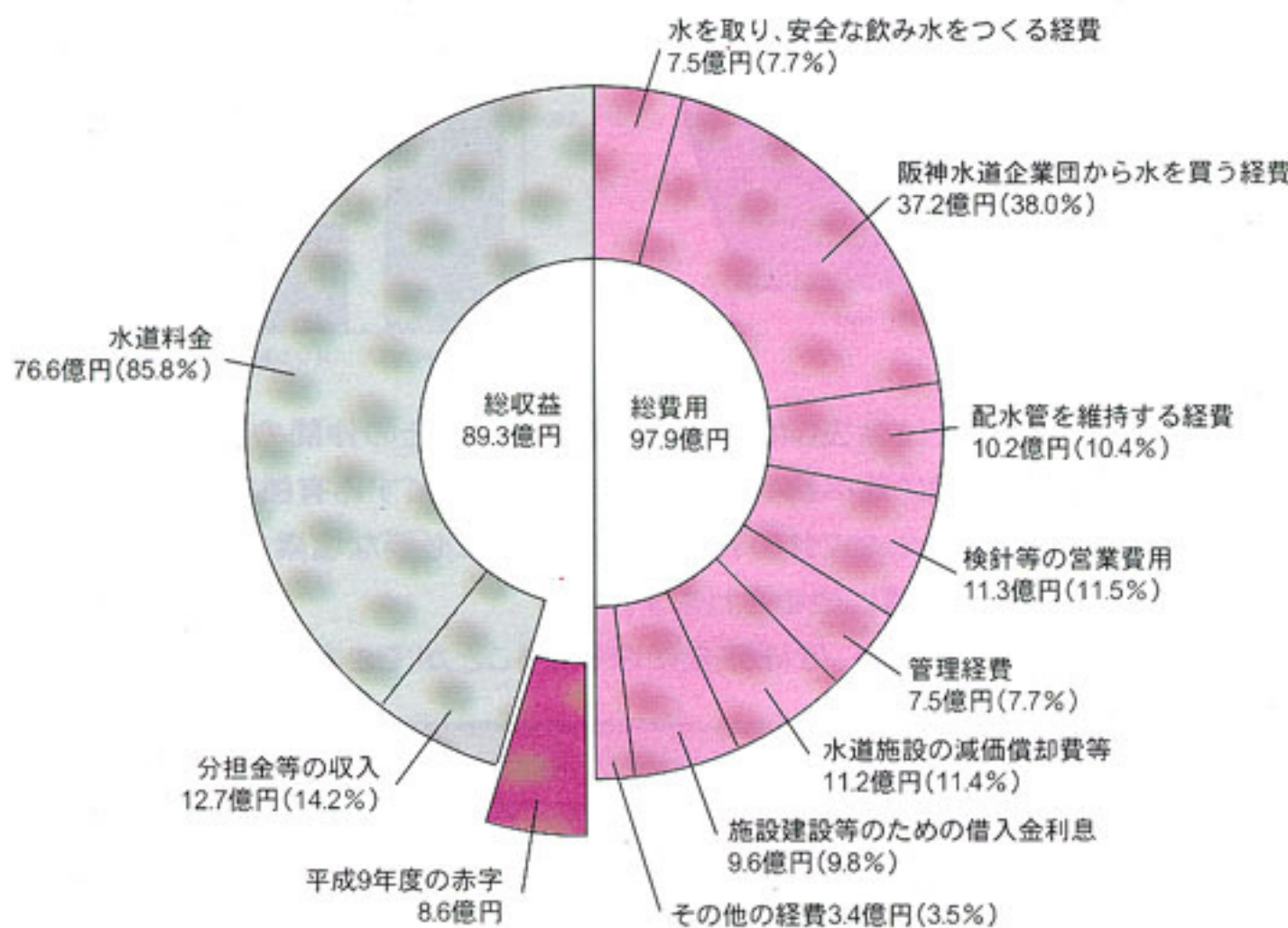


4 水道財政のしくみ

水道事業は、水道料金等の収入によって賄われる「独立採算制」の事業です。水道事業に独立採算制が採用されているのは、使用者の皆様ごとに水の使用量が異なりますので、使用量に応じて経費を負担することが公平の原則に適するからです。



●収益と費用の内訳(平成9年度予算)



5 本市の水道料金

水道料金は、水道水の供給に要する経費に基づいて額が定められます。水道水の供給に要する経費は、①水源までの距離、②施設の建設時期、③人口密度、④水源の水質状況、⑤経営の効率性、⑥サービス水準等によって格差が生じますが、一般家庭の1か月当たりの水道料金を近隣都市と比較すると次のとおりです。



●近隣都市との水道料金比較



※この表の料金は、口径20mmまたは一般用で計算した金額です。

お知らせ

（ 集金による支払い方法は 来年3月末で廃止します ）

現在、水道料金などの支払いには、口座振替、納付書、集金の3つの方法がありますが、来年3月31日で、集金による支払い方法を廃止します。

支払いには便利な口座振替のご利用をお願いします。申し込みは、最近の領収書と預貯金通帳、印鑑を持って口座のある金融機関か郵便局へ。また、現在集金で支払っている人には、現在、口座振替利用の案内に集金員らが伺っています。ご協力をお願いします。詳しくは水道局営業課料金係 ☎489-7423へ。



（ 郵便局でも支払いができるようになりました ）

◎納付書によるお支払いについて
納付書によるお支払いは、銀行、コンビニエンスストア(ローソン・ファミリーマート)で取り扱っていましたが、本年4月から、郵便局窓口(近畿2府4県)でも取り扱っています。

◎納付期限を過ぎた支払いについて
納付期限が過ぎた水道料金などの支払いについては、4月から徴収事務を民間に委託しています。徴収には、水道局発行の写真入り名札を付けた者が伺いますので、必ず確認の上、お支払いください。詳しくは水道局営業課収納係 ☎489-7420へ。